

Vol. 11 No. 55 2015年10月

## トリクロロエチレンに係わる水質基準が強化されます

平成27年9月18日に水質汚濁防止法施行規則の一部及び排水基準を定める省令の一部が改正され、また平成27年10月7日に下水道法施行令の一部が改正されました。施行日は共に平成27年10月21日になります。

### 1. 水濁法施行規則の一部及び排水基準改正

平成26年11月にトリクロロエチレンの水質環境基準が0.03 mg/Lから0.01 mg/Lに強化されたことを受け、水質汚濁防止法に基づく排出基準が0.3 mg/Lから0.1 mg/Lに改正されました。地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準も0.03 mg/Lから0.01 mg/Lに強化されました。

新基準の適用時期は、施行以後に新たに特定施設となる事業場には直ちに適用されます。一方、既設の特定施設については、その特定施設の種類により、6ヶ月から1年間の猶予期間が設けられています。

### 2. 下水道法施行令の一部改正

水濁法施行規則の改正を受け、下水道に下水を排除する特定事業者に対し、トリクロロエチレンの排出基準が、0.3 mg/Lから0.1 mg/Lに改正されました。

トリクロロエチレンの水質基準の変更 (mg/L)

変更前	変更前	変更後
排水基準	0.3 以下	0.1 以下
下水道基準	0.3 以下	0.1 以下
地下水浄化基準	0.03 以下	0.01 以下

## 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しについて

平成27年9月4日に開催された環境省土壤環境基準小委員会にて、水質環境基準及び地下水環境基準に1,4-ジオキサン及び塩化ビニルモノマーが追加されたことを受け、土壤汚染対策法においても土壤環境溶出基準を設定する第2次答申(案)が審議されました。

この審議により、平成27年10月9日から11月9日までの1ヶ月、パブリックコメントを実施しています。公布・施行日等は未定ですが、準備期間として1年間の期間を設けることが適当とすることが答申に記載されています。

### 土壤環境溶出基準 (案)

項目	基準値 (案) ※
1,4-ジオキサン	0.05 mg 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg 以下

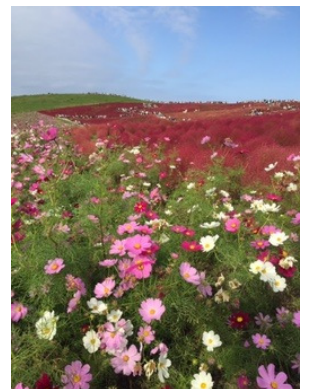
※：検液1Lあたりの量として

### [編集後記]

米CNNが選んだ「日本で最も美しい場所」として、春の国営ひたち海浜公園が選ばれたのをご存知でしょうか？春、ひたち海浜公園のみはらしの丘は、ネモフィラの青一色に染まります。この発表があったからか、年々、国内外の観光客が大勢お見えになっているようです。

秋は丸いコキア(ホウキガサ)の紅葉で、みはらしの丘が一面赤く染まります。周囲にはコスモスやソバなども花を咲かせ、春とは違った素晴らしい景色が広がります。

自宅でもコキアを育てましたが、丸くならなかったのので、公園で栽培のコツを聞いたところ、品種改良で丸く育つとの事。しかも、この丸いコキアは一般に販売されていないそうです。



環境科学センター水環境部 柿沼 範洋

### 業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門 (水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント)
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門 (排水・用水処理の設計及び施行・各種メンテナンス)
- ◆ 水処理薬品部門 (ホウライ・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他)
- ◆ 環境保全機器部門 (滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)



本社・環境科学センター・環境保全センター環境装置部・群馬営業所・茨城営業所は環境マネジメントシステム ISO14001:2004の認証取得事業所です。  
 環境科学センターは品質マネジメントシステム ISO9001:2000の認証取得事業所です。

ISO9001 ISO14001